

議案第 68 号

東郷町商業施設等立地促進条例の一部改正について

東郷町商業施設等立地促進条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 7 年 1 月 27 日提出

東郷町長 石橋直季

説明

この案を提出するのは、東郷中央土地区画整理事業の進捗に伴い、奨励措置の対象施設の見直し及び指定期間の延長を行う必要があるからである。

東郷町商業施設等立地促進条例の一部を改正する条例

東郷町商業施設等立地促進条例（令和4年東郷町条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を削り、第4号を第3号とし、同条第5号中「、医療施設」を削り、同号を同条第4号とし、同条中第6号を第5号とし、同条中第6号から第14号までを1号ずつ繰り上げる。

第4条第1項第2号ア及び同条第2項第2号ア中「又は医療施設」及び「又は診療科名」を削る。

第6条第1項中「令和8年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に、改正前の東郷町商業施設等立地促進条例第6条第1項の規定による指定を受けた事業者に係る奨励措置については、なお従前の例による。

議案の概要

1 改正理由

東郷中央土地区画整理事業の進捗に伴い、奨励措置の対象施設の見直し及び指定期間の延長を行う必要があるからである。

2 改正内容

- (1) 奨励措置の対象施設から医療施設を削ること。（第2条及び第4条関係）
- (2) 奨励措置に係る指定を受ける期間を東郷中央土地区画整理事業の事業期間の延長に合わせて令和10年3月31日に延長すること。（第6条関係）

3 施行期日等

- (1) 令和8年4月1日から施行すること。
- (2) 奨励措置に係る指定を受けた事業者に係る奨励措置について、経過措置を設けること。